

神奈川県総合リハビリテーションセンターの
維持管理及び運営等に関する業務の基準

平成 27 年 5 月

神奈川県

1 施設の運営について

(1) 福祉施設

ア 福祉機能の充実・強化に向けた医療と福祉が一体となった取組み

リハビリテーション病院（以下「リハ病院」という。）が併設されているという特徴を最大限に生かし、民間では対応が困難な医療的ケアやリハビリテーション医療（以下「リハ医療」という。）を必要とする障害者へのサービスを提供するため、これまで蓄積された専門的技術やノウハウを活用し、障害者一人ひとりの特性に応じ、職員のチームアプローチにより、医療と福祉が一体となった支援を行い、次のとおり障害種別を越えた福祉サービスを提供し、地域生活移行の支援を図る。

なお、平成 28 年 6 月に新福祉棟オープン予定となっており、平成 28 年 4 月から次表のとおり再整備後の機能を前提とした運営を実施する。

支援・施設類型		特 徴 等	
居住支援	児童	<p>医療型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児（者）への居住支援を実施する。 <p>福祉型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被虐待の児童や発達障害（自閉症、広汎性発達障害、ADHD（注意欠陥多動性障害））等を伴う知的障害児の入所支援を実施する。 	
	成人	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による身体障害者、知的障害者への入所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療養介護事業及び生活介護事業は日中支援事業と一体的に運営する。 	
日中活動支援	児童	入所及び短期入所の児童への適切な治療及び知識・技能の付与を実施する。	
	成人	機能訓練	身体障害者への身体機能向上のための自立訓練（機能訓練）を実施する。
		生活訓練	知的障害者への生活能力向上のための自立訓練（生活訓練）を実施する。
		生活介護	肢体・知的障害者への入浴、排せつ、食事等の生活介護を実施する。
療養介護	重症心身障害者等への医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を実施する。		
地域支援	入退所窓口機能	施設利用者の地域移行を促進するための入退所調整及び短期入所支援の在宅支援窓口を実施する。	
	在宅支援機能	<p>家族短期利用等の施設利用及び地域移行後のフォローアップ（在宅障害者や家族へのサポート機能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハセンター地域支援センターと連携して支援活動を実施する。 	

- イ 総合的な福祉サービス及び医療的ケアの提供による早期社会復帰の推進
重症心身障害児（者）、肢体不自由者、知的障害児・者個々に応じた福祉サービスの提供及び病院（リハ医療）との連携による総合力を発揮し、障害者の早期社会復帰に取り組む。

- ウ 総合的な訓練・支援プログラムの研究開発
個々の障害に応じた訓練や支援が可能となるよう、訓練・支援プログラム等の研究開発に取り組む。
障害者が、家族とともに地域で安心・安定して生活できるよう、家族も含めた支援プログラムの研究開発に取り組む。

- エ 家族短期入所等によるフォローアップ
知的障害児の在宅生活を支えるため、家族短期入所・家族一日入所利用事業を実施し、地域支援センターと連携して家族に対して障害への理解を促すとともに、在宅療育の技術提供を行うなど、在宅や地域移行後のフォローアップに取り組む。

- オ 中途視覚障害者への新たなサービスの提供
中途視覚障害者が住み慣れた地域での生活が可能となるよう、訪問方式による福祉サービスの提供に取り組む。

- カ 地域との連携強化による重症心身障害児（者）の短期・中期入所機能の拡大
重症心身障害児（者）が地域で生活を続けて行く中では、状態の悪化などの課題が生じることから、地域との連携を強化し、重症心身障害児施設における中期（期間が決められた回転型の入所機能による地域生活者支援として実施する入所）・短期入所病床枠の拡大を検討する。
中期・短期入所期間中においては、リハ病院と福祉施設の一体的な取り組みにより、健康診断や体調管理、歯の治療等の医療的ケアを提供し、障害者の早期社会復帰を図る。

（２）病院

ア 神奈川リハビリテーション病院

（ア）対象となる疾患等

脊髄障害、高次脳機能障害、骨関節障害、小児神経疾患、障害者医療

（イ）多職種スタッフによるチームアプローチ

診療科を超えた連携や、多職種のスタッフによるチームアプローチを生かした治療及びリハビリテーションの提供や、障害者の合併症への対応により、患者の早期社会復帰のニーズに応える。

（ウ）県の拠点病院としての機能

より重症な患者を早期から受入れ、県の拠点病院としての機能を果たすと

もに、地域の保健医療・福祉機関を支援する施設としての機能を発揮する。

(エ) 医療と福祉の一体による総合性

肢体不自由者を対象とした障害者支援施設等が併設されているという特徴を生かし、医療と福祉の一体による総合性を発揮する。

(オ) 再生医療に伴うリハ医療

今後のリハ医療においては、再生医療が大きな影響を与えることから、大学や民間の研究機関との連携を強化し、脊髄障害等に対する再生医療に伴うリハ医療の実施について検討する。

イ 七沢リハビリテーション病院脳血管センター

平成 28 年度までは、回復期における県の拠点病院としての役割を、引き続き果たしていく。

平成 29 年度以降は神奈川リハビリテーション病院へ統合し、民間病院では対応困難な重度・重複障害の患者や、就労・復職支援が必要な若年層の患者について、高度なリハ医療を提供する。

(3) 研究部

ア 体制について

研究による成果を臨床へ応用することにより利用者サービスの質の向上に寄与することから、再整備後も研究部門を設置し、リハビリテーション工学研究及び障害医学研究を行う。ただし、再整備後は、研究部門を病院の一部門とし、情報サービス室は、病院の事務部門に統合する。

イ 研究と臨床の連携強化

研究部門を病院に統合することを踏まえ、リハビリテーション工学系の研究については、病院配置の工学研究員と研究部門の研究員が、それぞれ兼務職員として臨床及び研究に携わり、臨床と研究の連携を強化する。

(4) 地域支援センター

ア 障害者に対する地域支援やリハビリテーション人材の育成

障害者が地域において必要なリハビリテーションを受けられるよう、リハセンターがこれまで培ってきたリハ医療や人材育成のノウハウを生かし、地域でリハビリテーションを提供する施設のスタッフを計画的に受け入れ、人材育成に取り組むとともに医学的専門情報を提供する。

イ 退院・退所者の社会生活適応支援

退院する患者、あるいは退所する障害者が、安定的に社会生活に適応できるよう、地域において支援する医療機関、福祉施設及び市町村との間での連携体制の構築・強化と情報の共有に取り組む。

ウ 家族短期入所等によるフォローアップ等

知的障害児の在宅生活を支えるため、家族短期入所・家族一日入所利用事業を実施し、リハセンターの福祉施設と連携して家族に対して障害への理解を促すとともに、在宅療育の技術提供を行うなど、在宅や地域移行後のフォローアップに取り組む。

家族のレスパイト等を目的とした短期入所支援の充実に取り組む。

(5) その他

ア 利用者へのサービス提供

利用者の利便性を確保するための食堂等の施設については、指定管理者と知事とで別途協議を行い、知事が当該施設設置者に対して建物等の行政財産の目的外使用許可を行う。

現行の施設は、次のとおり

- ・ 銀行 A T M
- ・ コインランドリー
- ・ 公衆電話
- ・ カード式テレビ
- ・ 自動販売機
- ・ 売店
- ・ 美容室

2 土地・建物・設備・備品等の維持管理業務について

県の財産であるリハセンターの土地、建物、設備、附帯施設、備品の維持管理全般は指定管理者が行うこととする。

管理に当たっては、法令等に定められる有資格者を配置するほか、法令等に基づく点検、届出等を行うこととする。

(1) 施設の概要 (詳細は、参考資料2「施設・設備一覧表」のとおり)

ア 土地

敷地面積 189,185.21 m²

(内訳) 神奈川リハビリテーション病院エリア 138,888.68 m²

七沢リハビリテーション病院脳血管センターエリア 50,296.53 m²

電柱、水道事業用配管等の設置のため、必要な面積について、設置者に対し行政財産の目的外使用を許可しています。

イ 建物

延床面積 108,608.58 m²

(内訳) 神奈川リハビリテーション病院エリア 69,762.61 m²

七沢リハビリテーション病院脳血管センターエリア 24,537.53 m²

職員宿舎等(県の普通財産) 14,308.44 m²

エ 備品

高額医療機器（取得価額 2,000 万円以上）は次のとおり

使用場所	品目名	規格	数量	取得年月日
福祉施設	蓄電池	古河電池 AMH-500PE 86セル	1	H3.3.27
七沢リハビリテーション病院 脳血管センター	X線テレビ装置	島津 シトロスコプ	1	S59.8.15
	一般X線撮影装置	東芝 KX0-1050	1	S59.8.31
	動作分析運動訓練システム	アニマ G3500S	1	S60.11.30
	誘発電位相定装置	シガナルメッサ DP1100	1	H2.11.30
	磁気共鳴断層撮影装置	GE横河メディカル sierra AF4F015	1	H7.3.15
	手術顕微鏡	ライカ M695オパールヘッド スタンド	1	H7.9.11
	血管撮影装置	Neurostar Plus	1	H12.8.25
	全身用X線CT撮影装置	Astion/Multi	1	H13.12.28
神奈川リハビリテーション病院	X線テレビ装置	島津 ZS-30	1	S63.9.30
	電子顕微鏡(透過型)	日本電子 JEM-2000FX	1	H1.1.31
	歩容計測装置	BTS社 ELITEシステム 3DD-50型	1	H3.1.10
	一般X線撮影装置	東芝 KX0-1050F	1	H3.10.31
	X線血管撮影装置	島津AHD-150G	1	H3.11.29
	手術顕微鏡	ライカ ウィルト M690	1	H6.7.27
	床反力測定装置	アニマ(株) G-3100S	1	H6.3.31
	走査型電子顕微鏡	日立 S-4500I	1	H8.1.9
	磁気共鳴断層撮影装置	MAGNETOM VISION	1	H10.2.27
	2検出型デジタルガンマカメラ	E.CAM	1	H14.9.30
	線CT撮影装置	Brilliance 16	1	H19.3.9
	手術用ナビゲーションシステム	ストライカーNAV3I	1	H26.12.26
	脳神経外科手術用顕微鏡	OPMI PENTERO 800	1	H27.3.2

(2) 医療機器や備品の整備及び修繕について

1件 10 万円以上の医療機器や備品（利用者用・事務用什器備品類等）の新規整備及び更新については、県の負担により行う。

消費税を除く価額が1件 10 万円未満の医療機器や備品（利用者用・事務用什器備品類等）の新規整備及び更新については、指定管理者の負担により行う。

(3) 施設及び設備の改良、改修及び修繕・保守

建物、施設、設備等の資産価値を増進する増築・改良工事等については、指定管理者と県が事前に協議を行い、県の負担により行います。

経年劣化によるもの、第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもののうち、消費税を除く価額が1件 10 万円未満のものは、指定管理者の負担により行う。